

災害時における清涼飲料水受給に関する覚書

仙台市（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は
災害時における清涼飲料水供給に関し次の通り覚書を取り交わす。

記

（目的）

第1条 この覚書は、災害時における応急的な清涼飲料水の無償提供等をもって施設利用者の飲料水確保に寄与することを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この覚書は、震度6弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲から清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。尚、ライフラインの断絶等で要請が困難な場合は、後日申請も可とする。

（協力事項）

第3条 乙は本覚書に定める要請があった場合、乙が「せんだい3.11メモリアル交流館」に設置してある災害支援型自動販売機（以下「本件機材」という）において機内在庫となっている清涼飲料水を施設利用者に無償提供するものとする。

（提供方法）

第4条 本件機材設置先において第2条に定める災害が発生した場合、甲は本件機材専用キーを使い本件機材の無償提供操作を行い、乙はそれを承諾する。

2 本件機材専用キーは「せんだい3.11メモリアル交流館」の担当者が管理を行うものとし、第2条に定める事項以外に使用してはならない。

（契約期間）

第5条 本覚書の有効期間は平成30年12月1日より平成33年11月30日までの3年間とし、甲乙いずれかから覚書解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 本覚書に定めのない事項、もしくは本覚書の解釈、運用にあたり疑義が生じた場合には、甲、乙双方誠意を持って協議し、解決をはかるものとする。

上記覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市
代表者 市長 郡 和子

乙